

受動喫煙防止強化に対する緊急集会 決議

サービス業に対し、一律に原則建物内禁煙を課すことなく、これまで取り組んできた業界の自主的な取り組みについて、一層の理解と支援と賛同を求めらる！

《理由》

1. 飲食業を含む生活衛生業及び外食産業は、多様なメニューの提供を通じて国民の豊かで健全な生活に貢献しているだけでなく、お客様に対するサービスの一環として、快適な空間とくつろげる時間を提供している。そのため、店舗においては事業者が多様な飲食環境を提供し、お客様は好みに応じて店舗を自由に選択できる。
2. 厚生労働省のたたき台の対象となっているサービス業、特に飲食店とそれ以外の施設には性格的に大きな相異がある。その違いとは、公共性とお客様による選択肢の有無による違いであり、飲食店以外の施設は公共性が高く、お客様の選択の余地はあまり存在しない。一方、飲食店はお客様が自分の嗜好に合わせて自由に選択するもので、同じ次元での規制はふさわしくない。
3. そもそも、飲食業・外食産業の店舗においては、一律に「喫煙室」を設置することはスペースの確保や設置費用等の面で困難である。
4. すでに、私どもは2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けて、さまざまな「分煙環境の整備」に取り組む、海外の非喫煙者・喫煙者のお客様が双方ともに気持ちよく共存できるよう取り組んでいる。
5. 店舗の禁煙・分煙・喫煙環境については、ステッカー等の表示によりお客様に理解を求めており、今後、こうした取り組みをより一層進めていく。